

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 青森県における緊急事態措置等(追加措置)案

令和2年4月24日

1 区 域 青森県全域

2 期 間 令和2年4月29日（水）から令和2年5月6日（水）まで

3 実施内容

- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、特措法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止の要請等を実施

対象施設一覧

1 休業要請を行う施設

○ 要請内容 : 施設の使用停止の要請（＝休業要請）

施設の種類	内訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、個室ビデオ店、インターネットカフェ、まんが喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
劇場等	映画館、劇場、観覧場、演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
学習塾等（※1）	自動車教習所、学習塾 等
博物館等（※1）	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館（※1）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設（※1）	生活必需物資の小売関係等以外の店舗 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

※1 床面積合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2 協力依頼を行う施設

(床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)

- 要請内容 : 床面積の合計が1,000㎡超の施設の使用停止の要請
(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
学習塾等(※2)	自動車教習所、学習塾、等
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設(※2)	生活必需物資の小売関係等以外の店舗 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

※2 ただし床面積の合計が100㎡以下のものは、適切な感染防止対策を施した上での営業

3 基本的に休業要請を行わない施設

- 要請内容 : 適切な感染防止対策の協力要請

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ、介護老人保健施設 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における 生活必需物資売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア等
食事提供施設（※3）	飲食店（居酒屋を含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む）
宿泊施設（※4）	ホテル又は旅館
住宅	共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関、官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所等
インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学、L Pガス、上下水道、通信・データセンター 等
飲食料品供給関係等	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通、ネット通販 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係、 家庭用品のメンテナンス（配管工、電気技師等）、 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、自家用車等の整備等） 等

※3 「休業」又は「夜8時から翌朝5時までの間の営業を自粛するとともに、夜7時以降の酒類の提供を自粛」
することに御協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。（宅配・テイクアウトサービスを除く）

※4 宿泊部門の休業により、往来抑制・外出自粛の取組に御協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止する
	来訪者の体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限する
3つの「密」の防止 (密閉・密集・密接)	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫を施す (約2m間隔を確保するいわゆるソーシャルディスタンス)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議を中止する (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行する
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いを励行する
	店舗・事務所内の定期的な消毒を行う
移動時における感染の防止	時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を推進する
	従業員数の出勤日数を制限する(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議、ビデオ会議の活用)、来訪者数の制限

青森県内事業者への協力金（案）

※ 協力金の詳細については別途お知らせします。

区 分	要件等
1 対象となる方	① 休業要請等の期間全日にわたり、休業要請及び協力依頼に御協力いただいた中小企業・個人事業主 ※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと ② 4月28日以前に開業しており、営業の実態があること
2 特記事項	① 食事提供施設については、「休業」又は「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類の提供を自粛」することにより、「三つの密」を避けるに協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。 （宅配・テイクアウトサービスを除く） ② ホテル・旅館については、「宿泊部門の休業」により、往来抑制・外出自粛の取組に協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。
3 休業要請等の期間等 （参考）	① 期 間 令和2年4月29日（水）から5月6日（水）まで ② 地 域 青森県全域